## 福岡県議会議員(中央区)

2018年12月号 Vol.87

国民民主党・県政クラブ県議団

福岡市中央区六本松3-11-33 エステートビル102 〒810-0044

Tel 092 (406) 9390 Fax 092 (406) 9391 E-mail info@haranaka.jp URL http://haranaka.jp/

## 県議会でしっかり質問に立ちました! 今年も一年、



本年は、2月・6月・9月・12月、全ての定例県議会において一般質問に登壇しました。また、 「決算特別委員会」では委員として質問に立ちました。更に、所属の「厚生労働環境委員会」では 委員長としての重責を担い、特別委員会、各種委員会等では積極的に質問を行うなど、県議会活動 に務めています。いずれの質問も、市民・県民の生活向上、安心・安全な街づくり、教育の充実、 地域経済の振興などに資するものです。今後とも県政発展に尽くして参ります!

## 「『水道法改正』に伴う本県の対応について」一般質問しました!

我が国の、①人口減少社会の到来、②上水道の管路等の老朽化の進行・更新の遅れ、③自然災 害による水道被害の多発 、④水道事業に携わる職員数の減少、こうした社会情勢を受け、2017年 1月開会の「第193回通常国会」に『水道法改正案』が提出されましたが、その後の国会事情に より、廃案、審議未了・継続審議が続いていました。

しかし、政府の強い要請により、本年 12 月6日の衆議院本会議で、自民、公明、維新などの賛 成多数により可決・成立しました。

今回の『水道法改正』では、自治体が公共施設の所有権を持ったまま、運営権を民間企業に売却 できる「コンセッション方式」の導入というのがポイントですが、我が国の水道では、まだ導入さ れたところはありません。

水道事業のポイントは、今後も安価で、安心、安定して水を供給し続けることができるかという ことにあります。したがって、郊外の住宅地、中山間地、限界集落と言われる地域においても、そ こに一軒でも、一人でも居住者がいる限り、自治体として水道を届けなければなりません。そうし た行き届いた公共サービスがあってこそ、私たちは「日本に生まれ住んで良かった」、「日本は素晴 らしい国だ」ということを実感するわけです。

今回の法改正が水道事業の安易な民営化につながらないよう、県として、市民の水道、県内の水 道事業をしっかり守っていくという決意をもって今後も取り組むよう、強く知事に求めました。